

かごしま移住支援金交付の流れ（就業の場合）

申請者

始良市

直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。かつ、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または通勤していた方。

対象企業へ就職またはテレワーク

※就職は鹿児島県が運営するマッチングサイトに掲載されている企業が対象

内定・移住・就業

※就業後3か月以上経過 & 移住後3か月以上経過
※転入後1年以内に申請

移住先市町村（始良市）へ移住支援金の申請
（様式第1号）

申請書類を受理

【申請に必要な書類】

- ①写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）
- ②就職の場合、移住後の就業証明書（様式第2号）
- ③テレワークの場合、所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）
- ④移住後の住民票（世帯全員分）
- ⑤戸籍の附票（世帯全員分）
- ⑥市町村民税等の滞納のない証明書（世帯全員分）
- ⑦誓約書（様式第3号）
- ⑧同意書（様式第4号）
- ⑨自治会加入証明書（様式第5号）
- ⑩その他、市長が必要と認める書類

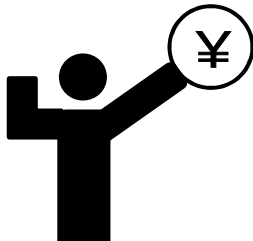
・書類審査
・実態調査

移住支援金交付請求
（様式第7号）

移住支援金交付決定
（様式第6号）

※かごしま移住就業・起業支援事業に
おける移住支援金交付請求書

移住支援金交付



支援金受取